

郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区基本計画

1 景観づくり重点地区における景観づくりに関する基本的かつ総合的な方針に関する事項

(1) 重点地区の景観づくりの基本目標

猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区（以下「重点地区」とする。）の美しい景観の保全と創造を図るため、次の3つの基本目標を定める。

① 磐梯山、猪苗代湖等への眺望に配慮した湖岸の景観づくり

地域のシンボルである磐梯山、猪苗代湖等への眺望の確保と保全を図ることを基本とし、主要幹線道路沿い等の視点場及びその周辺地域において、眺望に十分に配慮した湖岸の景観づくりを図るものとする。

② 猪苗代湖湖岸周辺の豊かな緑と田園集落地の景観づくり

猪苗代湖湖岸の湖畔林、集落地の屋敷林、その周辺の田園等、猪苗代湖湖岸周辺の景観を特徴づける豊かな樹林、緑地、田園及び集落地の保全と育成に努めるものとする。

③ 国際的観光地にふさわしい魅力ある景観づくり

郡山市、また福島県を代表する景勝地として、多くの来訪者があることから、優れた自然景観と調和した、国際的観光地にふさわしい魅力ある景観づくりを進めるものとする。

(2) 重点地区の景観づくりの基本方針

猪苗代湖湖岸周辺は、磐梯山を対岸に望む猪苗代湖の広がりのある眺望景観を特色とする地域である。この地域においては、磐梯山、猪苗代湖等への眺望の確保と保全を図ることを基本とするとともに、その眺望景観と地域の集落地の景観やその周辺の田園景観、湖畔林の保全に配慮した景観づくりを行うものとする。

① 広がりのある猪苗代湖の湖岸景観の保全

猪苗代湖、磐梯山への眺望の確保と保全に配慮した景観づくりを図る。さらに、湖岸線の連続性と湖岸の樹林の保全、育成に努めるとともに、緑や水辺と調和する施設をつくることにより湖岸景観の保全を図る。特に浜路、横沢、館、舟津、舟津公園、青松浜及び秋山の湖南七浜の周辺では、湖岸景観に配慮した景観づくりを行うこと。

② 緑豊かな沿道の景観づくり

県道猪苗代湖南線、県道舟津福良線、県道青松浜線及び県道湖南湊線沿いでは、沿道の樹林及び緑地の保全による緑豊かな景観づくりを図る。また、沿道景観を阻害する要素の改善に努めるとともに、背景となる樹林と調和する施設づくりによる景観づくりを行う。

③ 魅力ある田園集落地の景観の保全と育成

豊かな田園を周囲に有する集落地では、集落を取巻く屋敷林及び農地の保全と育成を図るとともに、そのたたずまいを生かした景観づくりを行う。

④ 国際的観光地にふさわしい景観デザインの推進

湖南港周辺等の観光・商業施設が立地する場所においては、磐梯山、猪苗代湖等への眺望及び周辺の樹林との調和に配慮しながら、良質で魅力ある施設をつくることにより景観づくりを行う。

2 景観づくり重点地区における景観づくりのための基準の策定に関する事項

景観づくり基準の策定にあたっては、猪苗代湖湖岸周辺の優れた自然景観が重点地区の景観の骨格をなすという全体の秩序を基本とし、行為の場所（以下「行為地」という。）と周辺との関わりに配慮しながら、各行為によって猪苗代湖湖岸周辺の景観の大きな特色である眺望景観と緑や水辺の景観が損なわれることのないよう配慮するものとする。行為ごとの景観づくり基準の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 建築物等（郡山市景観づくり条例（平成16年郡山市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第2号の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

広告物（条例第2条第3号の広告物をいう。以下同じ。）の表示、設置、改造、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

磐梯山、猪苗代湖等への眺望を妨げないよう配慮するものとする。また、猪苗代湖湖岸周辺の基調となっている自然景観等を大きく変化させる行為を避けるとともに、樹林及び樹木の保全に配慮した景観づくりを行うものとする。

さらに、観光・商業施設の集積地においては、国際的観光地にふさわしい質の高い景観デザインの展開に努めるものとする。

(2) 土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）

猪苗代湖湖岸周辺の優れた自然景観を大きく変化させるような場所、又は磐梯山、猪苗代湖等への眺望を妨げるような場所における土地の区画形質の変更は、できる限り避けるものとする。やむを得ず行う場合は、地形の改変と樹林及び樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、行為地の積極的な緑化に努めるものとする。

また、法面及び擁壁の形状、素材等については、周辺の自然景観との調和に十分配慮するものとする。

(3) 鉱物の掘採又は土石の類の採取

猪苗代湖湖岸周辺の優れた自然景観を大きく変化させるような場所、又は磐梯山、猪苗代湖等への眺望を妨げるような場所における掘採又は採取は、できる限り避けるものとする。やむを得ず行う場合は、遮へい等により目立たせないよう工夫を行い、周辺の景観に与える違和感を最小限に抑えるよう努めるとともに、行為終了後、

速やかに緑化等の修景措置に努めるものとする。

(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵

できる限り屋外における物品の集積は避けるものとする。やむを得ず行う場合は、猪苗代湖湖岸周辺の優れた自然景観を大きく変化させるような場所、又は磐梯山、猪苗代湖等への眺望を妨げるような場所における集積又は貯蔵は、避けるものとする。

また、集積地の周囲は、緑化による遮へい等により目立たせないよう工夫を行い、周辺の景観に与える圧迫感や違和感を最小限に抑えるよう努めるものとする。

(5) 木竹の伐採

猪苗代湖湖岸周辺の自然景観の基調となっている湖畔林、集落地における屋敷林、地域の目印となっている沿道の樹林及び樹木等の伐採は、できる限り避けて保存を図り、景観づくりを推進する上で積極的な活用とその育成に努めるものとする。やむを得ず伐採する場合は、沿道を避け、その規模は必要最小限とするものとする。

3 景観づくり重点地区における景観づくりを推進するために必要な施策に関する事項

(1) 景観づくり事業の推進

① 景観づくりに資する公共事業の推進

郡山市は、福島県その他関連行政機関との連携を図り、整合性のとれた景観づくりに資する事業を推進するものとする。特に、道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設の整備等に当たっては、本重点地区における景観づくりの基本方針を踏まえるとともに、地域の景観づくりの先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

また、猪苗代湖湖岸周辺の優れた景観を眺望できる快適な視点場の整備、地域の景観に配慮した道づくり、地域の目印となっている樹木や歴史的な建築物等の保全、電線類の地中化等にも積極的に取り組むものとする。

② 他の制度の活用

磐梯朝日国立公園区域内においては、自然公園法に基づく国立公園審査指針及び国立公園管理計画によって行為の規制と誘導が行われていることから、今後ともその連携を図りながら景観づくりを推進するものとする。

さらに、郡山市屋外広告物条例との連携に努めるものとする。

③ 景観づくりに対する支援等

猪苗代湖湖岸周辺において地域に根ざした景観づくりを積極的に推進するため、郡山市は地域住民及び事業者の景観づくりに資する取り組みに対する支援を行うものとする。

④ 国、県に対する景観づくり推進の要請

郡山市は、国及び福島県に対して、猪苗代湖湖岸周辺の景観づくりの推進のための施策や支援の要請を行うものとする。

(2) 身近な景観づくりの推進

① 市民、事業者及び行政の協働による景観づくりの推進

地域住民、事業者及び行政が共通認識を育み、地域の景観づくりの核となるような建築物、樹木等を発掘し、顕彰するなど協働で景観づくりを推進していくものとする。

② 地域住民及び事業者による景観づくりの推進

地域住民及び事業者は、景観づくりを推進するための担い手として、地域における身近な取り組みや企業活動を通して地域に根ざした景観づくりに取り組むとともに、三軒協定やまちなみ協定の締結をはじめとする景観づくりに資する自主的なルールづくりが望まれる。